

平成28年度「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
1-4-2 社会保障のしくみが安定的に維持されている		
総合計画体系	健康領域・基本目標	人の健康・一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち
	個別目標	助け合う福祉のしくみづくりを推進する
	めざす成果	社会保障のしくみが安定的に維持されている 相互扶助の考え方に基づき、生活保護制度や国民健康保険制度などが適切に運営されています。

所管部	市民経済部、健康福祉部
平成27年度までの取り組み内容	<p>【国民健康保険制度などを安定的に運営する】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査において、様々な受診勧奨を行うとともに、疾病予防の重要性を周知することで、受診率が34.8%となりました。 後期高齢者向けの健康診査において、受診勧奨を行うとともに、疾病予防の重要性を周知することで、9,593人が受診しました。 <p>【生活保護制度などを安定的に運営する】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度による扶助を月平均で3,965人に行い、最低限度の保障を行うとともに自立を助長しました。 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階での支援として自立支援相談窓口を開設しました。



構成事業に対する考え方（事業の量及び実施手法）

- 40歳以上の国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査については、未受診者への受診勧奨通知の送付や電話による受診勧奨、広報活動などを行い、疾病予防の重要性を周知した結果、例年と同水準の受診率を維持し、健康増進に繋がりました。
- また、75歳以上の後期高齢者医療制度加入者を対象とした長寿健康診査についても、特定健康診査と併せて疾病予防の重要性を周知したことで、受診率向上に繋がりと、市民の健康の保持増進の寄与することが出来ました。今後も引き続き、様々な受診勧奨を行ってまいります。
- 生活に困窮している者の程度に応じ、生活、教育、住宅、医療等の扶助について、金銭の給付並びに物品の給与、医療の給付等の方法で、引き続き保護を行います。一方で、稼働能力のある被保護者に対しては、就労支援員やハローワークと連携し、適性や能力に応じた個別支援を積極的に行い自立の促進に努めます。
- また、自立相談支援及び、住居確保給付金の支給により、生活保護に至る前の経済的に困窮している人が自立した生活を維持できるよう支えます。

今後の展開方針	注) 例年どおりの事業展開を予定している事務事業については、特段の記載をしていません。	
新規事業の立案		(該当する事務事業)
既存事業の拡充		(該当する事務事業)
事業の廃止・縮減		(該当する事務事業)
事業の効率化		(該当する事務事業)
その他見直し		(該当する事務事業)

成果を計る 主な指標	指標の名称	前期基本計画			後期基本計画			
		計画策定時(H20)	最終目標値(H25)	実績値(H25)	実績値(H26)	実績値(H27)	中間目標値(H28)	最終目標値(H30)
①	国民健康保険制度における特定健康診査の受診率			34.5%	35.1%	34.8%	55.0%	60.0%
②	保護受給世帯のうち、働ける世帯(その他世帯)の割合			19.1%	17.5%	15.3%	20.6%	20.0%